

報道資料

職員の処分について

- 1 被処分者 熊本市南消防署 消防司令補(主任) (男性・40歳代)
- 2 処分内容 戒告
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)
地方公務員法第29条第1項第3号(一般非行)
- 4 処分日 令和7年(2025年)7月11日(金)
- 5 事実の概要 令和7年3月21日(金)、大分県内を自家用車で走行中、速度制限
時速40kmの県道(一般道)を、時速72kmで走行し、32kmの速度
超過にて警察から取り締まりを受けた結果、略式命令により罰金
4万円の刑事処分及び免許停止30日間の行政処分を受けたもの。
- 6 関係者の処分 なし
- 7 今後の対応 不祥事根絶に向けて全庁を挙げて取組んでいる中、このような
不祥事を起こしましたことを大変重く受け止めており、市民の皆
様に深くお詫び申し上げます。今後は、全職員に対し再発防止を
図るとともに、職員一丸となって信頼回復に向け全力で取組んで
まいります。

【参考】熊本市懲戒処分の指針

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こした職員は、停職又は減給とし、その後の措置義務違反をし、又は任命権者に事実の報告を怠った職員は、停職とする。

問い合わせ先
熊本市消防局総務部総務課
総務課長 高田(たかだ)
096-363-0119